

公売財産の概要

売却区分 番号	1	見積価額	2,820,000円
		公売保証金	290,000円
財産の表示	不動産 土地1筆 【土地の表示】 所在 鹿児島市喜入町 地番 6141番1 地目 宅地 地積 340.72㎡		
地域の状況	対象不動産は、国道226号線から南方に走る市道「国道役場線」沿いに所在し、近隣地域は、一般住宅、事業所、空地等の見られる混在住宅地域である 鹿児島市喜入地区の中心部近くに位置し、金融機関、郵便局、病院、スーパーマーケットなど各種利便施設への接近性は良い。 市道「国道役場線」の西側一帯の土地の背後は急傾斜地であり、コンクリート擁壁等の防災工事は完了しているものの、土砂災害などの懸念はある。		
交通、接近状況	市道「国道役場線」から北方約350mで国道226号線に接続 JR指宿枕崎線「喜入駅」まで約850m		
画地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・間口約17m、奥行約27m、規模340.72㎡の不整形地 ・空地 ・敷地内の北側は雑草が繁茂している。 ・東側は市道を挟んで一般住宅、西側は急傾斜の林地（法面）、南側は空地を挟んで自動車修理工場、北側は空地（宅地）である。 ・南側隣接地と一体となっており、境界は不明瞭である。 ・西側端は急傾斜地崩壊対策のコンクリート擁壁が設置されている。当該擁壁は対象不動産上に設置されている可能性がある。 		
地勢、眺望等	地勢：平坦 眺望：普通 日照・通風：普通		
幅員・接道状況	幅員10mの市道に接面		
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> ・喜入都市計画区域（非線引区域） 用途指定なし ・特定用途制限地域（地域中心地区環境整序型） ・基準建ぺい率60%、基準容積率200% ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（敷地の全部） 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（敷地の一部） ・急傾斜地崩壊危険区域（麓地区） ・宅地造成工事規制区域 ・立地適正化計画区域 ※ 敷地内に新たに建物等を建設する場合は、建築基準法上のがけ規制等に関して、事前に関係機関への相談を要する。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東側入口付近に使用されていない井戸がある。 ・敷地内に「売地」の看板がある。 		

	<p>・公売物件は、画地状況欄に記載したとおり、南側隣接地との境界及び西側のコンクリート擁壁の設置場所について留意する必要があります。公売物件について不明な点等がありましたら、担当部署へお問い合わせください。</p> <p>担当部署 鹿児島地域振興局納税課 特別滞納整理班 電話番号 099-805-7260（直通）</p>
<p>注意事項</p>	<p>1 この公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「K S I 官公庁オークション」という。）を利用して入札手続きを行います。公売参加希望者は、令和3年8月23日13時から令和3年9月8日23時までに、K S I 公庁オークションの画面上で参加申込みを行ってください。</p> <p>また、公売に参加する際は「鹿児島県インターネット公売ガイドライン」をよくお読みいただき、確認、同意の上、参加してください。当該ガイドラインは、鹿児島県のホームページでご覧いただけます。</p> <p>○K S I 官公庁オークション U R L : https://kankocho.jp/</p> <p>○鹿児島県インターネット公売ガイドライン（鹿児島県ホームページ内 くらし・環境> 税金> 公売情報） U R L : http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/koubai/index.html</p> <p>2 公売財産の詳細な内容については、令和3年8月23日13時から、K S I 官公庁オークションの物件 詳細画面で閲覧できます。鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）にも本件の公売情報を掲載しますので、ご覧ください。</p> <p>3 地積表示は、不動産登記簿の表示によります。公売参加希望者は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、現地の状況を充分把握した上で入札してください。</p> <p>4 買受希望者は、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。公売保証金の納付は、鹿児島県インターネット公売ガイドラインに定めるクレジットカードによる納付、鹿児島県が指定する口座への銀行振込、郵便為替、現金または県税の納付に使用することができる小切手のうち、銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものに限ります。</p> <p>5 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。鹿児島県暴力団排除条例第6条に基づき、同条例第2条第1号から4号に該当する者は公売に参加できません。</p> <p>6 この公売は、国税徴収法第99条の2及び同法施行規則第1条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。入札をしようとする者は、入札までに、鹿児島地域振興局長へ陳述書等を提出してください。詳しくは、鹿児島県インターネット公売ガイドライン「第2・2 陳述書について（不動産の参加申込みの場合）」、若しくは鹿児島地域振興局納税課特別滞納整理班にてご確認ください。陳述書等の様式は、鹿児島県ホームページ（URLは</p>

- 「1」に同じ)に 掲載しています。なお、入札までに陳述書等の提出が確認できない者に係る入札は無効となります。
- 7 入札者に国税徴収法第108条第1項及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取消します。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定額は入札価額になります。
- 9 最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を実施します。追加入札 は開札日と同日に行います。追加入札の該当者は、K S I 官公庁オークションから送信される電子メールを確認の上、指定時刻までに追加入札を行ってください。指定時刻まで入札がない場合は、当初の入札額と同額で入札したものとみなします。追加入札を実施しても最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- 10 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の 額を控除した額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者決定後直ちに、鹿児島地域振興局から電子メールにて行います。
- 11 次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな買受代金の納付期限を令和3年10月19日午後2時30分とします。
- 12 売却決定の日時（令和3年10月12日午前10時）までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されることがあります。
- 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取消します。
- 14 買受代金の納付は、鹿児島県が指定する口座への銀行振込又は現金（鹿児島手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないものに限る。）に限ります。
- 15 公売財産の権利移転について登記が必要になります。権利移転登記に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。買受人は、上記の代金納付期限（令和3年10月12日午後2時30分）までに、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）より「所有権移転登記請求書」を印刷して必要事項を記入、署名、捺印の上、次の書類を添えて、鹿児島地域振興局長へ提出してください。なお、次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな代金納付期限（令和3年10月19日午後2時30分）が書類の提出期限となります。
- ① 売却決定通知書
 - ② 市町村発行の固定資産評価証明書
 - ③ 登録免許税相当額の納付済領収証書
 - ④ 個人の場合は住民票（謄本又は抄本）、法人の場合は法人(会社等)の登記事項証明書

	<p>16 権利移転及び公売に伴う危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付した時です。</p> <p>17 公売財産に、財産の種類又は品質に関する不適合があっても、鹿児島県は担保責任を負いません。</p> <p>18 鹿児島県は買受人に対して公売財産の引渡義務を負いません。公売財産内の構造物等の撤去・取壊を行う場合は、全て買受人が行うこととなります。</p> <p>19 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。</p> <p>20 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っていません。</p>
--	---